



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 70/2016年8月号

発行日：2016年8月30日

日本選手のメダルラッシュで終わったりオ・オリンピック。感動はメダルの数に比例する訳ではないので、印象的なシーンが数々あった気がします。日本人は身体能力が劣る、どうせ世界では通用しない、と言っていた人は何だったのでしょうか？ メジャーリーガーからも尊敬される3000本安打の日本人メジャーリーガー、ACミランの10番をつけている日本人。フィギュアスケートで絶対王者、体操でKINGと称される日本人。彼らを、幼いころから夢物語ではなく事実として見聞きしている若い世代には、さらなる期待をしたいと思います。また同時に、自分自身の可能性について、自分でその可能性を否定しないように気をつけたいと思います。

### I. 最新情報（2016年7月1日～2016年7月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年07 月1日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第60号 「公的部門の結 合」に対するコメ ントの提出につい て	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2016年1月に、公開草案第60号「公的部門の結合」(ED 60, Public Sector Combinations) を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2016年6月30日付けでIPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2016年7月 15日	研究 資料	公会計委員会研究 資料第2号「地方 公監査に関する海 外調査結果」の公 表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）では、国の第31次地方制度調査会において、地方公共団体の監査制度に係る論点を含めた議論が行われていたことに対応し、平成27年3月に公会計委員会の下部組織に公監査海外調査専門部会を設置し、「海外の地方公共団体における監査インフラ（法令・監査基準）の整備状況、監査資源の投入状況、及び監査の実施状況に関する事例を調査することにより、我が国における地方公共団体の監査の実務のあり方について」往訪調査及び文献調査等を実施しました。	—

### 5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2016年7月 27日	実務 指針	「IT委員会実務 指針第4号「公認 会計士業務におけ る情報セキュリティ の指針」」及び 「IT委員会研究 報告第34号「IT 委員会実務指針 第4号「公認会計 士業務における情 報セキュリティの 指針」Q&A」」 の改正について	日本公認会計士協会（IT委員会）では、7月25日付けで、「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」及びIT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の改正について」を公表しましたのでお知らせいたします。 前回の改正（平成24年8月30日）から4年余り経過し、その間のITの進歩（クラウドサービス等の浸透を含めた外部のITリソースの利用拡大、業務のペーパーレス化の進展）など公認会計士業務を取り巻く情報技術の環境変化に対応し、陳腐化している箇所の見直しを行うとともに、日本年金機構における個人情報流出事案に象徴されるサイバー攻撃等、新たな情報セキュリティリスクとして、サイバーセキュリティへの対応の整理を行いました。 また、所有している情報資産に対する情報漏洩リスクを中心とした整理から、業務の流れの中で取り扱う情報資産に対する情報漏洩リスクを中心とした整理に変更し、IT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の内容も一新しました。	平成28年7 月1日以降開 始する事業年 度から

## 6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年07 月28日	研 究 報 告	監査・保証実務委 員会研究報告第 29号「専門業務実 務指針4400「合意 された手続業務に 関する実務指針」 に係るQ&A」の 公表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、平成28年7月25日に開催されました常務理事会の承認を受けて、監査・保証実務委員会研究報告第29号「専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ&amp;A」を同日付で公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に基づき合意された手続業務を実施する際に理解が必要と思われる事項について、Q&amp;A方式によって解説を提供するものです。</p>	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 『ビジネス教養としての仮想通貨』

ビットコインに代表される、いわゆる仮想通貨については、どのようなイメージをお持ちでしょうか？平成26年2月の株式会社MTGOX（マウントゴックス）の破綻報道により、より一般的に認知されることとなった反面、詐欺的な商法と紙一重である等のマイナスイメージを持たれているのではないのでしょうか？それでも、仮想通貨は有力な決済手段として評価されており、FinTechの中心的存在であることは間違いなく、今後その影響力は級数的に大きくなるものと推測されます。

次の要約は、意見に関する部分は筆者の私見に基づくもので、監査法人としての統一見解ではございませんので、ご了承ください。

### 1 仮想通貨法の成立

- ① 平成28年5月に仮想通貨に関する法的手当がなされる（仮想通貨法の成立）。
- ② 所管は金融庁

### 2 仮想通貨の定義

「1号仮想通貨」と「2号仮想通貨」

ここでは法律上の定義は省略するが、仮想通貨法（改正資金決済法）にて定義されることになった。

### 3. 仮想通貨交換業

#### ①仮想通貨交換業の業務

仮想通貨の売買・他の仮想通貨との交換

上記の行為の媒介・取次・代理

利用者の金銭または仮想通貨の管理

#### ② 登録制

一定の要件（資本金1000万円以上、一定の内部管理体制）のもと登録制となった。

#### ③ マネーロンダリング規制

犯罪による収益移転防止に関する法律も改正され、本人確認義務や疑わしい取引の届出義務が課せられる。

### 4. 税法上の取扱い

現時点での国会答弁上は、消費税は課税取引、売買によって利益が生じた場合は所得税・法人税が課されるとされている。消費税に関しては、国内取引か否か判断できるかという技術的問題や、そもそも低コストで資金決済ができるというメリットを奪ってしまうので、非課税または課税対象外とせざるを得ないのではないかとと思われる。

所得税・法人税に関しては、課税技術の上で所得の捕捉に困難を伴うため、実務上混迷を極めると思われる。

・ 5. その他

- ① 仮想通貨の技術は、FinTechの中心技術であり、仮想通貨の根幹技術はブロックチェーンといわれる技術である。
- ② 欧米の巨大金融機関はこのブロックチェーン関連ビジネスに多くの投資をしている。
- ③ 現在は、主に仮想通貨の流通環境（例えば取引所、ウォレット）を整える段階にある。
- ④ 仮想通貨＝うさんくさい と直感的に考えるのは誤りである。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703